

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
家畜用焼却炉 一式
- (2) 調達物品の仕様
家畜用焼却炉仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 納入期限
令和9年2月12日（金）
- (4) 納入場所
鳥取県西伯郡南部町北方633 鳥取県中小家畜試験場

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であって、その業種区分が機械器具類の諸機器に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年4月1日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより5の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成31年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した仕様書と同じ又は類似する家畜用焼却炉を納品し、保守点検業務を12月以上履行した実績を有する者であること。
- (6) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県西伯郡南部町北方633
鳥取県中小家畜試験場

4 配布資料

- (1) 仕様書
- (2) 質問書 (様式第1号)
- (3) 入札参加資格確認書 (様式第2号)
- (4) 入札書 (様式第3号)
- (5) 委任状 (様式第4号)
- (6) 消費税等に係る免税事業者届出書 (様式第5号)
- (7) 契約保証金免除申請書 (様式第6号)
- (8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第7号)

5 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局
〒683-0361 鳥取鳥取県西伯郡南部町北方633
鳥取県中小家畜試験場
電話 0859-66-4121
電子メール chushokachiku@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
令和8年3月25日(水)から同年4月24日(金)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び時間
令和8年3月25日(水)から同年4月24日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和8年5月11日(月)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日(月)午前10時までとする。
イ 場所
〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方633
鳥取県中小家畜試験場 本館2階 大会議室

6 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付
本件入札に関しての質問は、質問書(様式第1号)によることとし、電子メールにより5の(1)の場所に令和8年4月9日(木)正午までに提出することとし、原則として訪問や電話及びファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。
- (2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対しては、令和8年4月13日(月)までにインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/>)に掲載する。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にとっては、8の事前提出資料を作成の上、持参又は郵便等により5の(1)の場所に、令和8年4月24日(金)正午までに提出しなければならない。
- (2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出資料は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途に使用しない。

8 事前提出資料等

(1) 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- ア 入札参加資格確認書(様式第2号)
- イ 2の(5)を証するもの(実績を証明する書類の写し等)

(2) 参考機種以外の同等品の確認資料

家畜用焼却炉仕様書(以下「仕様書」という。)9の参考機種以外の同等品で応札を希望する場合、仕様書を満たすことが確認できる資料(製作仕様書、カタログ等)を上記(1)の事前提出資料と併せて1部提出すること。

9 入札参加資格審査について

- (1) 7の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年4月28日(火)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県中小家畜試験場長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年5月1日(金)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県中小家畜試験場長は、説明を求めた者に対して令和8年5月8日(金)までに書面により回答する。

10 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書(様式第3号)に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする(消費税不課税、非課税のものを除く。)。併せて、課税事業者にとっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して、提出すること。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 再度入札は2回(初度入札と併せて3回)とする。ただし、郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数に記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合(代表者以外の者が入札を行うとき)は、必ず委任状(様式第4号)を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。
- (9) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県中小家畜試験場長 尾崎裕昭」とすること。
- (10) 入札者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前においては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
 - イ 入札執行中においては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、協定、政令、会計規則、調達手続特例規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

- (12) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に関して不正のあった者のした入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 協定、政令、会計規則、調達手続特例規則、本件公告及びこの入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (8) 紙入札による場合には、次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 記名のない入札書による入札
 - イ 入札書を鉛筆で記載した入札
 - ウ 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
 - エ 入札参加資格確認書（様式第2号）を郵便等又は持参により提出していない者の入札
 - オ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者（入札書を郵送した者を除く。）のした入札

13 落札者の決定方法等

- (1) 本件公告に示した調達案件を納入することができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を落札者とする。
- (2) 最低価格者が複数いる場合は、当該最低価格者の間で行き引きを行い、その当選者を落札者とする。落札者となるべき同価格の入札を行った者は、くじを辞退できないものとする。なお、くじ抽選は、別添「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。
- (3) 2回の再入札によっても落札者が決定しない場合は、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）のに移行する場合がある。その場合の手続は、次のとおり行うものとする。
 - ア 不落随契に伴う見積依頼は、入札者に対して行うものとする。
 - イ 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
 - ウ 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

14 契約手続において使用する言語、通貨、時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時

15 契約書作成の要否
要

16 手続における交渉の有無
無

17 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

18 その他

（1）落札者が免税事業者である場合、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書（様式第5号）提出すること。

（2）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

（3）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（4）11の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、5の（1）の場所に提出すること。

（5）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）を、5の（1）の場所に提出すること。なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

（6）鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

【別添】

くじ抽選の方法について

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いる場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備え、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。

なお、当該入札書のうち、くじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員が、「くじ番号」用のくじ（0～9）を用いて、百の位、十の位、一の位の順で、引いた番号を記載するものとする。

2 くじの手順

(1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コード（業者コードの前にあるアルファベットは除く）の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、・・・）を付与する。

例) 対象となる者が 2 者の場合：付ける番号は 0、1

対象となる者が 3 者の場合：つける番号は 0、1、2

(2) 入札書（失格者が提出したものを除く。）に記載された 3 桁の「くじ番号」を合計する。

(3) (2)により合計した数値をくじ引きの対象となる入札参加者の数で割り、余りを求める。

割り切れた場合は 0 とする。

(4) (1)により付けた番号と(3)により算出された余りが一致した者を落札者とする。

(例)

入札参加者	任意のくじ番号	業者コード	抽選番号 (くじ引きの対象となる入札参加者に付す番号)		
			パターン 1	パターン 2	パターン 3
A	012	00218	0		
B	123	00755	1	0	
C	102	01020	2	1	0
D	324	01100	3	2	1
E	354	04790	4	3	
合計	915		A、B、C、D、Eの5者がくじ引きの対象となった場合	B、C、D、Eの4者がくじ引きの対象となった場合	C、Dの2者がくじ引きの対象となった場合

業者コードは、業者番号の前にあるアルファベットを除く。

<失格者がいない場合>

パターン 1： $(012 + 123 + 102 + 324 + 354) \div 5 = 183$ 余り 0 → A が落札

パターン 2： $(012 + 123 + 102 + 324 + 354) \div 4 = 228$ 余り 3 → E が落札

パターン 3： $(012 + 123 + 102 + 324 + 354) \div 2 = 457$ 余り 1 → D が落札